

(平成22年9月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

佐賀厚生年金 事案 1003

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社) 本社における資格喪失日に係る記録を昭和 38 年 10 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

A社に昭和 38 年 2 月から平成 15 年 3 月末までの期間継続して勤務した。業務の応援で昭和 38 年 8 月から同社C営業所で勤務したが、社会保険庁(当時)の記録では、同年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの間について、厚生年金保険が未加入となっているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険及び国民健康保険組合の加入記録、B社が保管する辞令簿及び職員カード並びに同社人事課の説明から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(同社本社から同社C営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日については、申立人が「A社C営業所から同社本社に業務の応援の要請があり、昭和 38 年 8 月から同社C営業所で勤務したが、同社C営業所には同年 10 月 1 日付けで正式に勤務することとなった。」と供述していること、及び申立人と同時期(同年 8 月)に同社本社から同社C営業所に異動した同僚の同社本社に係る厚生年金保険資格喪失日及び同社C営業所に係る同資格取得日がオンライン記録に同年 10 月 1 日と記録され空白期間が無いことが確認できることから、同年 10 月 1 日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 38 年 8 月の社会保険事務所(当時)の記録から1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から57年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月から57年5月まで
20歳で国民年金に加入した。昭和43年4月から厚生年金保険に加入、51年10月にA社を退職して、自営でB事業所を設立したので、元妻が国民年金の加入手続をした。

昭和57年6月にB事業所を法人化して厚生年金保険に加入するまでは、元妻が国民年金保険料を夫婦二人分納付していた。

年金記録の確認通知で、自分の納付記録を確認したところ、申立期間が未加入期間となっていたため、元妻に確認したが、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと言っている。

申立期間当時は景気も良く、申立期間の国民年金保険料を納付しなかったはずはないと思われるので、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年10月にA社を退職した時、元妻が国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立期間は68か月と長期間である上、オンライン記録及びC市の被保険者名簿により申立人が申立期間において国民年金に加入していた形跡は見当たらない。

また、申立人は申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続をしたとされる申立人の元妻も申立人の国民年金の加入手続に関する記憶は曖昧である上、申立期間は国民年金の未加入期間とされているため、申立期間に係る国民年金保険料の納付書は発行されず、申立人の国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀国民年金 事案 484

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から61年3月まで
昭和56年8月に会社を退職し、国民年金の加入手続を行った。

同年12月に結婚した後、A町（現在は、B市）に転居し、送付されてきた国民年金保険料納付書をA町役場の窓口を持参し保険料を納付していたことを記憶している。

国民年金第3号被保険者制度ができる昭和61年3月までの期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年12月に結婚した後、A町に転入しており、同町の国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、昭和56年12月8日に強制被保険者から任意被保険者に種別変更し、57年1月5日に資格喪失の申出をした旨の記載があり、これは、オンライン記録とも一致していることから、申立期間は未加入期間とされ、申立期間に係る国民年金保険料の納付書は発行されず、申立人は国民年金保険料の納付ができなかったものと考えられる。

また、昭和61年4月の基礎年金制度導入に伴い、同年3月時点で国民年金に任意加入している者については、任意加入被保険者から第3号被保険者への種別変更は速やかに行われるが、申立人の第3号被保険者該当届（新規）は、同年4月25日に社会保険事務所（当時）に提出されていることが確認でき、申立人に婚姻後の氏名で別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることから、申立人は申立期間において国民年金に加入していなかったことがうかがわれる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたこと

をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。